



法と海外投融資 (その1)

中村 賢一

なかむら・けんいち

海外投融資情報財団 調査部 上席特別研究員

はじめに

海外に限らず国内でも出資や融資をする際には、まず、対象となる経済活動や投融資に関する法制度、また、それらがどのように運用されているのかなどについてよく調べる必要がある。しかし、たとえば中国の知的財産権については、「一連の改正で、法律上の保護措置はほぼ完成。今後はこれらの法律の解釈、……所管行政部門の権限行使、ならびに損害賠償支払いについての司法上の強制執行力が問われる段階になってきている。……法律は完成したものの、……まだまだ不十分又は納得のいかない判決結果となる場合がある。……特許登録に時間を要し、または登録審査が棚上げになっている事例も多く、登録しても実際の適用は不十分な場合が多い（2011年3月「中国投資環境シリーズ（総論編）、116頁」国際協力銀行 中堅・中小企業支援室）」など、法制度が整備されても司法制度が非効率的で、または、整備された法制度が不完全であるために、あまり実効性を期待できない場合も多い。

実際、「発展途上国や市場経済化した東欧諸国などでは、法制度が実は機能不全に陥っているという事態が多く見受けられる。たとえば、インドの法廷ですでに受理した2500万件もの訴訟が未処理のままで、これらの受理済み案件を処理するだけで、今後、324年間も要するとみられている。また、多くの東欧諸国では市場経済化に際して創設された法制度は単なる飾り物にすぎないとされ、たとえば、ロシアの法制度についてはさまざまな見方があるが、大方の評価は商事紛争では法廷での合理的な判決を期待できるが、判決の実効性、特に、少額事件での実効性はきわめて低いとされている（Dixit（2004）、3頁）」。

では、これらの法制度は経済活動や投融資に何の影

響も与えないのだろうか？ しかし「機能的な法制度が整備されている先進国でも経済取引や、経済取引以外での紛争が直ちに法廷に持ち込まれるわけではない。訴訟は紛争解決のための最終手段であって、人々は紛争を解決するためさまざまな手段で交渉を試み、それがうまくいかなかった場合に訴訟に至ると考えられている。商事紛争では古くはMacaulay（1963）でこうした指摘がみられ、Williamson（1996）では、“ビジネスマンは契約違反ではなく注文取り消しという言葉を使い、契約や法廷という言葉は取引関係の解消を覚悟した、最終的な紛争解決に際してのみ用いられることになる”という法学者の指摘を引用している。また、非経済的な紛争では、たとえば、離婚で訴訟に至るのは1割以下の事件にすぎないという推計があるなど、ほとんどの紛争は訴訟を見据えた個人間の交渉で解決されると考えられている（前掲書、10頁）。

つまり機能的な法や司法制度が整備されており、法制度に高い実効性が期待できる先進国でも、司法の場に持ち込まれて法的に処理される紛争は一部にとどまっている。では、いったい法制度は、どのような経済的役割を果たしているのだろうか？ 以下では、法の経済理論などを紹介しながら、法制度が経済活動や投融資に与える影響を考えてみよう。

1 戦略的行動

まず、身近な法制度である交通ルールが、私たちの車の運転に与える影響を考えてみよう。このため、あなたが数十メートル先の交差点で左折しようと考えているとき、前方から右折のウインカーを出した車が近づいてきたものとしよう。このままでは対向車が先に交差点に進入して、あなたはブレーキを踏んで相手が右折した後、左折しなければならなくなりそうである。そこであなたはウインカーの合図を遅らせて、直進す

るようにみせて相手にブレーキを踏ませ、先に交差点に進入して左折するものとして。この例ではあなたが直前まで合図しないので、対向車はあなたが左折することを知らないが、対向車が右折することをあなたは知っているという状況、つまり交差点を通行するために不可欠な情報をあなたはもっているが、相手はもっていないという情報の非対称性がつくり出されており、ウインカーの合図で対向車の右折を予測したあなたは、この情報の非対称性を利用して先んじて左折するという戦略的行動をとった。

しかし、あなたが戦略的行動をとったために、先に到着した対向車は、あなたが交差点に着くまでブレーキを踏んで待たなければならなくなり、この間、対向車線の交通が阻害されるという社会的コストが発生した。通行量が少ない間は、こうした戦略的行動に伴う社会的コストは無視することができる。しかし通行量が増大すると社会的コストが累積し、個人にとっては合理的な戦略的行動の生み出す不確実性は、深刻な交通渋滞を引き起こすことになる。そこで交差点に信号機を設置して、一定の間隔で赤信号と青信号を点灯し、赤なら止まれ、また、青なら進めと定めて、違反した場合に罰金を課す法制度を整備したとしよう。まず、十分重い一定の罰金額を定めて、交差点に配置する警察官を増やして規制を徐々に強化し、違反車を見つけ出し、また、罰金を課す確率を0%から次第に増加させていくと、徐々に交通ルールに従う車の数が増加して、それが一定の割合を超えると、この割合は急速に増加して100%に達すると見込まれる。

というのも交差する道路で交通ルールに従い、信号が赤になると停止する車の割合が増加すると、信号が青になった、こちらの道路の車が交差点に進入して、交差する道路の車と衝突する確率と被害が減少する。そこで多くの車が速度を緩めずに交差点に進入するようになると、今度は、交差する道路の車が、信号が赤になっても止まらずに交差点に進入すると、こちらの道路の車と衝突する確率と被害が増大するようになる。このため交差する道路の車はいっそう交通ルールに従うようになり、こちらの道路の車もさらに速度を緩めずに交差点に進入するようになるので、交通ルールに従う車が一定の割合を超えると、この割合は急速に増加して100%に達すると見込まれるのである。初期に強い規制で十分な数の車を交通ルールに従わせれば、その後、交通ルールに従うという人々の行為自体が、人々を交通ルールに従わせるインセンティブを生

み出し、このため規制自体が不要になるという意味で、交通信号はきわめて効率的^{注1}な法制度である。

注1：この素晴らしい“Automatic Stop-Sign”のアイデアは1923年に Garrett A. Morganが発明し、当時としては大金の、4万ドルで権利をGeneral Electricに譲渡したと、ゲームの理論を用いて紛争と協力関係の解明に貢献したノーベル経済学賞受賞者のSchelling氏が、“Micro Motives and Macro Behavior (Schelling (1978))”で紹介している。

遠くから視認できる信号機を設置して一定の間隔で赤信号と青信号を点灯し、赤なら止まれ、また、青なら進めと定めて違反した場合に罰金を課し、十分な数の車を交通ルールに従わせることができれば、交差点を通行する車の運転に集合的な規則性・予見可能性が生まれる。このため情報の非対称性が解消されて、戦略的行動がとれなくなるので、戦略的行動が生み出す社会的コスト、つまり深刻な渋滞を解消できるようになる。また、自分の道路の信号だけを見て、速度を緩めずに交差点を通行できるようになり、交差点の通行に不可欠な交差する道路や対向車線など、交差点に進入する他車線の車の動向を把握する必要がなくなってしまふ。自分の道路の信号という限られた一部の情報だけを利用して、交差点を通行できるようになるという意味で、法制度は人々の行動に集合的な規則性・予見可能性を与えて、限られた一部の情報だけを利用して、効率的な意思決定ができるようにする社会的仕組みである。

また、すべての違反車を見つけ出し、罰金を課すまで規制を強化する必要はない。交通ルールに従う車が一定の割合を超えるまで規制すれば、ほとんどの車が交通ルールに従うようになるので、その後、違反者を見つけ出し、また、罰金を課すために規制する必要がなくなってしまふ。このため日本ではほとんどの交差点に違反を摘発するための警察官は配置されていないが、だからといって法制度に実効性が期待できないわけではない。違反した場合に課される罰金を考慮に入れて、多くの人々がルールに従うようになれば、人々の行動に集合的な規則性・予見可能性が生まれる。

このように法制度が機能していれば発生しないはずの事象、つまり違反して罰金を課されるという法の定めを考慮に入れて、いわば、罰金を課されるおそれがあるという法の陰の下で、多くの人々がルールに従った行動をとると期待できるようにして、限られた一部の情報だけを利用して、効率的な意思決定ができるようにする社会的仕組みが法制度である。



2 法の陰の下で

交通信号制度では協調して交差点を通行するための交通ルールを定め、罰金を課されるおそれがあるという法の陰の下で、人々の行動に集合的な規則性・予見可能性を生み出し、限られた情報を利用して、交差点を効率的に通行できるようにしている。経済活動では取引の当事者同士が協力して新たな価値を生み出しているの、交通信号と同様、協力が失敗した場合のおのの権利と義務を法制度で適切に定めれば、協力関係が破綻した場合の法の定めを考慮に入れて、限られた一部の情報だけを利用して、効率的な取引を実現できるようになる可能性がある。しかし、このためにわれわれは協力関係が破綻した場合を考慮に入れて、つまり、うまく協力できれば発生しないはずの状況を考慮に入れて、法の陰の下で行動する合理性をもっていなければならない。こうした合理性をわれわれがもっているか否かは事実当たって確かめるべき事柄なので、以下では、計算とか合理性などの言葉が最も不似合いと思われる結婚生活という男女間の協力関係でも、こうした合理性に基づく行動が確認できることをSen (1990) でみてみよう。

このため、まずゲーム理論の発展に貢献したノーベル経済学賞受賞者Nash氏が「二人の個人の利害が全く対立、あるいは逆に、全く一致しているわけではないような経済的な（あるいは他の）状況を扱うために開発（落合・松島（2005）、125頁）」した「二人協力ゲーム」に従って、二人が全く協力しない場合に得られるおのの利得をデフォルト・ペイオフと呼び x 、 y と表す。また、二人は協力しておのの n 個と m 個の戦略をとることができるものとし、それぞれが i 番目と j 番目の戦略をとった場合に得られる利得を x_{ij} および y_{ji} と表す。すると二人が i 番目と j 番目の戦略をとった場合に得られる利得とデフォルト・ペイオフとの差を掛け合わせた $(x_{ij} - x) \times (y_{ji} - y)$ を最大にする i 番目と j 番目の戦略がNash氏の二人協力ゲームの解になる。

というのも、この値が最大になっていない場合には二人の利得の合計を増やすことができる。すると「協力という言葉を用いているのは、二人の個人がその状況について話し合い、合理的な行動の共同計画に（きちんと守らせるかたちで）同意できることを想定して

（同上書、125頁）」いるので、この値を最大にする話し合いが行われて二人協力ゲームの解が実現する。

Nash氏の二人協力ゲームでは、協力が失敗した場合を考慮に入れて当事者たちが協力するので、協力関係が破綻した場合のデフォルト・ペイオフが、実現する協力関係を左右^{注2}することになる。こうした協力関係としては経済取引や結婚生活などが考えられ、厚生経済学と社会選択理論および貧困問題の解明に貢献したノーベル経済学賞受賞者のSen氏はNash氏の二人協力ゲームの枠組みを用いて、以下のように結婚生活での協力関係を分析している。すなわち、氏は「共に働いて家計全体が利用できる資源を増やす協力という問題と、そうして得られた資源を分配する際の利害の対立という問題の、2つの異なる問題に夫婦は結婚生活で直面している。だれがどのような仕事をして何を消費し、また、どのような決定をだれが下すのかという男女の役割分担についての社会的慣習は、こうした協力と対立という2つの問題に対する回答と考えることができる」とし、Nash氏の二人協力ゲームの枠組みを利用した「交渉ゲームは、家庭内での全般的な協力関係と広範な対立関係の共存という特徴をうまく描き出すことができる」として家庭内での男女の地位や役割分担の問題、また、発展途上国で広範にみられる女性差別の問題を検討している。

注2：協力で実現できる利得 x_{ij} および y_{ji} を所与とすると、実現する協力関係はデフォルト・ペイオフ x 、 y の関数になる。

すなわち、夫婦は結婚生活が破綻した場合を考慮に入れた交渉ゲームで、家庭内での男女の地位や役割分担を決定しているものとする、まず、デフォルト・ペイオフ x 、 y は家庭内での分配交渉に当たって、結婚生活を解消するぞと脅す立場の強さを表しているの、①デフォルト・ペイオフが低い者の結婚生活で得られる利得は低くなる。また、結婚生活で得られる利得 $(x_{ij} - x)$ 、 $(y_{ji} - y)$ を低く評価する者は、家庭内での分配交渉で、より多くを獲得するため努力しようとならないので、②結婚生活で得られる利得を低く評価する者の結婚生活で得られる利得は少なくなる。そして、外での稼ぎが多いと思われる者は、家庭内での分配交渉で、より強い交渉力で分配交渉に臨めるので、③より多くの所得を稼ぎ出すと思われる者は、結婚生活で得られる利得の、より多くを手にすることができるとしている。

また、「当面の分配交渉で、より多くの利得を獲得した勝者は、より強い交渉力を獲得して、将来的にいつそう有利な立場を実現できる。……たとえば、よりよい教育を受け、自由に家庭外で働き、より高い報酬の雇用機会を得てなど、現在だけでなく将来にわたって技能を蓄積して、万一、離婚する場合の稼得機会を改善」できるとして、これらの3つの要素には一種の累積効果があるとしている。そして女性が家庭外で働いて独自の所得を得られるようになると、①離婚する場合の立場が改善してデフォルト・ペイオフが増加し、②社会に出て独立した個人であることを自覚するようになると、結婚生活で得られる利得を明確に意識するようになって、その利得を高く評価するようになり、③夫と同様に家計を支えていることを自覚して、より強い立場で分配交渉に臨めるようになる。このため家庭内での女性の地位が改善して、また、より重要な役割を家庭内でも果たすことができるようになる。女性の雇用機会の確保は、発展途上で広範にみられる女性差別を解消して、女性の地位を向上するためのきわめて重要な手段であるとしている。

実際、雇用が女性の地位を向上させた多くの事例があり、たとえば、インド、アラハバードのたばこ産業の就業女性を調査したZarina Bhatti氏は、「女性の経済的役割の拡大は家庭内での地位を向上させる。自分で使えるお金をもてるようになり、もっと重要なことは、お金の使い方についての家庭内での発言力が増加する。ほとんどの女性は稼げるようになると家庭内での地位も向上するので、できるだけ多くの女性が、その経済的役割を自覚して、家庭外での稼得機会をもつ必要があると感じている (Sen (1990))」と述べていると紹介している。また、統計的にも、女性の就業者比率が高い地域では、家庭内での分配交渉に女性が強い立場で臨めるので、たとえば、飢饉のときにも、より多くの食料の配分を得られるようになり、また、医療・教育を受ける機会も改善されるため、女性の平均寿命が高まる^{注3}という顕著な傾向を表で確認できる。これらのさまざまな事例や統計データは、結婚生活が破綻した場合を考慮に入れて夫婦が協力するという、交渉ゲームの分析結果を支持しているようにみえるとSen氏は結論している。

また、離婚時の財産分与が女性に有利に規定されている州では、家庭内所得の女性への配分割合が高まるという米国での実証研究^{注4}もあるので、このため、より計算とか合理性という言葉が似つかわしい経済取引

表 女性の就業率と平均寿命格差

	就業率比 (1980年)	順位	平均寿命比 (1980年)	順位
北アフリカ以外の アフリカ地域	0.645	1	1.071	1
東と南東アジア地域	0.61	2	1.066	2
西アジア地域	0.373	3	1.052	3
南アジア地域	0.336	4	0.989	5
北アフリカ地域	0.158	5	1.05	4

注：就業率比は女性の就業者率／男性の就業者率、また、平均寿命比は女性の平均寿命／男性の平均寿命。

出所：Sen (1990)

でも、法の陰の下で行動する合理性が期待できるものとして、次回以降、法制度が経済活動や投融资に与える影響を考えてみよう。

注3：生物学的要因で女性の平均寿命は男性を上回っており、このため先進国では女性が男性の人口数を上回っている。一方、女性差別が深刻な一部の発展途上国では、飢饉のときの食料配分や医療・教育での差別で、女性の人口数が男性を大きく下回るという問題がある。本来であれば男性を上回るはずの女性の人口数が大きく男性の人口数を下回っているという、深刻な女性差別に起因する問題はMissing Women Problemと呼ばれている。

注4：Chiappori et al. (2002)

【参考文献】

- ◎落合・松島 (2005) 「ナッシュは何を見たか」 H.W. クーン、S. サナー著、落合卓四郎・松島齊訳、2005年10月26日、シュプリンガー・フェアラーク東京株式会社。
- ◎Chiappori et al. (2002) “Household labor supply, sharing rule and the marriage market” by Chiappori, P.-A., B. Fortin and G. Lacroix. 2002. Journal of Political Economy in press.
- ◎Dixit (2004) “Lawlessness and Economics” by Avinashk. Dixit, 2004, Princeton University Press.
- ◎Macaulay (1963) “Non-contractual relationships in business” by Stewart Macaulay, 1963. American Sociological Review 28:55-70.
- ◎Sen (1990) “Gender and Cooperative Conflicts” by Amartya K. Sen, Source: Irene Tinker (ed.) Persistent Inequalities: Women and World Development, Oxford University Press, 1990, pp.123-49.
- ◎Schelling (1978) “Micro Motives and Macro Behavior” by Thomas Schelling, 1978.
- ◎Williamson (1996) “The mechanism of governance” by Oliver E. Williamson, 1996, Oxford University Press.